

景観まちづくり推進事業補助金のご案内

唐津市景観計画の重点区域「城内地区」と「曳山通り」 景観まちづくりを推進するため、住宅などの修景工事、 ささがき 笹垣の維持を支援します。

○補助対象事業(補助基準・対象となる経費・補助限度額など、詳しくは裏面をご覧ください)

①まちなみ修景事業

「城内地区」「曳山通り」の対象範囲内において行う屋根や外壁などの修景工事で、補助基準に適合するもの(補助金の例:屋根の場合、補助率 1/2 以内、補助限度額 100 万円)

※修景工事とは、城内地区・曳山通りの歴史的たたずまいを感じさせるまちなみに調和させることを目的として建築物などの新築、増築、改築、大規模な修繕と大規模な模様替並びに生垣いけがきなどの整備を行うことです。

②笹垣維持事業

「城内地区」「曳山通り」の対象範囲内の笹垣ささがき(ヤダケまたはホウライチクなどを用いたもの)で公道から見える部分の維持のための行為で、補助基準に適合するもの(補助率 1/2 以内、補助限度額 3 万円)

○補助対象者 「城内地区」「曳山通り」の対象範囲内の土地または建築物などの所有者などで市税の滞納がない人

○補助決定など 補助金審査委員会で審査後に決定します。
予算がなくなり次第、受付を終了します。お早めにご相談ください。

○申込み期限 令和8年6月1日(月)

※補助対象事業は、令和9年3月中旬までに完了するものが対象となります。
(申請・審査後の補助金交付の決定通知を受けた後に、工事に着手することができます。)

▼城内地区・曳山通り景観まちづくりの対象範囲



詳しくは、都市計画課までご相談ください

申し込み・お問い合わせ先
唐津市 都市整備部
都市計画課 計画景観係

〒847-8511

唐津市西城内1番1号

電話 (0955)72-9136 (直通)

E-mail: toshikeikaku@city.karatsu.lg.jp

景観まちづくり推進事業補助金の概要

区域	補助基準	補助対象経費	補助率	補助 限度額	1敷地内 限度額	
城内地区 ・ 曳山通り	屋根	・屋根形状については、 <small>きりつま よせむね いりもややね</small> 切妻、寄棟、入母屋屋根（勾配4/10～6/10）とし、曳山通り（曳山巡行路沿線と周辺地区）においては、前面道路に対して平入りの屋根形状を基本とする。ただし、既存建築物の大規模な修繕と大規模な模様替の場合は、この限りでない。 ・日本瓦を使用する。	修景工事に係る工事費のうち 外観に係る経費	1/2 以内	200万 円	
	外壁	素材に自然素材（木材・漆くい等）を使用する。	公道から見える面の 修景工事に係る工事費のうち 外観に係る経費			100万円
	設備	公道から見える室外機や設備機器などは、 <small>こうし</small> 木製格子など、和風の囲いを設けるなどして目隠しするか、茶色等に着色し、まちなみに調和するものとする。	公道から見える室外機・設備機器などの 目隠し・塗装などに係る経費			50万円
	外構	・現在のまちなみの壁面線、生垣などと連続性を持たせるものとする。 ・門は、木製瓦屋根または石柱のものとする。 ・塀は、土塀、板塀または石垣のものとする。 ・生垣は、相互に葉が触れ合う程度に列植するものとし、城内地区においては笹垣を基本とする。	公道に面する部分の 修景工事に係る経費			10万円
曳山通り	のき軒	・前面の公道に面する建築物の1階部分に設けることとし、現在のまちなみの壁面線、軒線などと連続性を持たせるように設置する。 ・素材は、日本瓦またはこれに調和する素材・デザインのものとする。 ・高さ・長さなどは、周辺のまちなみの連続性に配慮したものとする。	公道に面する部分の 修景工事に係る工事費のうち 外観に係る経費	門・塀は 100万円 生垣は 30万円	40万円	
城内地区 ・ 曳山通り	・年1回から2回程度、せん定・刈り込みなどを行うものとする。	公道から見える部分の 笹垣の維持に係る経費	3万円 (年間)	15万円		

※新築・増築・建て替えの場合は、事業後の建築物などが唐津市景観計画に定める推奨基準に適合することが基本です。

（ただし、建て替えの場合は、現にある建築物などに推奨基準に適合しているところがある場合は、建て替え後の建築物などもその部分は推奨基準に適合させてください。）

※国・県・市の他の制度による補助を受けている事業は補助対象としません。

※まちなみ修景事業の補助金の交付は、一敷地につき1回限りです。ただし、同一敷地内において異なる箇所の修景工事を行う場合は、限度額（合計 200 万円）を超えない範囲で補助金の交付を受けることができます。

※申請者が自ら施工または維持行為を行う場合の労務費は、補助対象から除きます。

※補助率は、補助対象経費に対する率です。

※この補助金を受けた建築物などは、市長の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用すること、譲渡、交換、貸し付け、担保提供、取り壊すことはできません。

※その他、不明な点については表面の問合せ先にご連絡ください。

～届出について～

※城内地区・曳山通り景観まちづくりの対象範囲で、建物や工作物を建てたり色を変更したりするときは、補助金の利用の有無に関わらず、**必ず届出が必要です**。事前に都市計画課までご相談ください。